

■ その他の相談窓口

警察の相談窓口

▶ 各警察署 住民相談係

法律相談などの相談窓口

▶ 法テラス神奈川

☎ **0570-078308**

IP電話からは ☎ **050-3383-5360**
月～金曜日 / 9:00～17:00

▶ 法テラス犯罪被害者支援ダイヤル

☎ **0120-079714**

IP電話からは ☎ **03-6745-5601**
月～金曜日 9:00～21:00 / 土曜日 9:00～17:00

▶ 神奈川県弁護士会犯罪被害者支援センター

☎ **045-211-7724**

火・金曜日 / 13:00～16:00 ※最終受付15:45

性犯罪・性暴力被害者専用窓口

▶ かながわ性犯罪・性暴力被害者
ワンストップ支援センター

かならいん

24時間365日対応
性別年齢不問

はやくワンストップ
☎ **#8891**

全国共通番号
通話料無料

NTTひかり電話からは ☎ **0120-8891-77**

または ☎ **045-322-7379**

▶ かながわ性被害相談LINE

LINE 毎週火・木・金・日曜日
16:00～21:00
友だち登録はこちらから▶

▶ 男性及びLGBTs被害者のための
専門相談ダイヤル

☎ **045-548-5666**

毎週火曜日 / 16:00～20:00 / 祝休日・年末年始を除く

■ 市町村における犯罪被害者等 総合的対応窓口

市町村	総合的対応窓口	電話
横浜市	人権課(犯罪被害者相談室)	045-671-3117
川崎市	地域安全推進課	044-200-2305
相模原市	交通・地域安全課	042-769-1397
横須賀市	市民生活課	046-822-7807
平塚市	市民情報・相談課	0463-21-8764
鎌倉市	市民安全課安全安心担当	0467-61-3881
藤沢市	人権男女共同平和国際課	0466-50-3501
小田原市	地域安全課	0465-33-1403
茅ヶ崎市	市民相談課	0467-81-7129
逗子市	市民協働課	046-873-1111 (内線) 268
三浦市	市民協働課	046-882-1111 (内線) 231
秦野市	市民相談人権課	0463-82-5128
厚木市	くらし交通安全課	046-225-2344
大和市	市民相談課	046-260-7970
伊勢原市	人権・広聴相談課	0463-94-4717
海老名市	市民相談課	046-235-4567
座間市	市民広聴課	046-252-8218
南足柄市	秘書広報課	0465-73-8004
綾瀬市	市民課	0467-70-5605
葉山町	町民健康課戸籍相談係	046-876-1111 (内線) 205
寒川町	町民窓口課相談・人権担当	0467-37-3690
大磯町	町民課	0463-61-4100 (内線) 267
二宮町	町民課	0463-71-3313
中井町	地域防災課	0465-81-1110
大井町	防災安全課	0465-85-5002
松田町	安全防災担当室	0465-84-5540
山北町	地域防災課	0465-75-3643
開成町	地域防災課	0465-84-0326
箱根町	町民課コミュニティ推進係	0460-85-7160
真鶴町	総務防災課防災係	0465-68-1131 (内線) 6260
湯河原町	防災安全課	0465-63-2111 (内線) 272
愛川町	デジタル・協働推進課交通防犯班	046-285-2111 (内線) 3245
清川村	総務課	046-288-1212



かながわ 犯罪被害者 サポートステーション

殺人や傷害、性犯罪等の被害にあわれた方への支援



ひとりで悩んでいるあなたへ
まずはご相談ください

かながわ犯罪被害者サポートステーション

☎ **045-311-4727**

月～土曜日 / 9:00～17:00

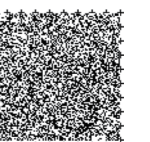
祝休日、年末年始
かながわ県民センターの休館日を除く

- 相談は無料です。(通話料はかかります。)
- 支援は基本的に無料です。支援ごとに条件があります。
- 神奈川被害者支援センターの相談員が対応します。
- 秘密は厳守します。
- 殺人、傷害、性犯罪等の被害を受けられた方や
そのご家族などからの相談をお受けしております。

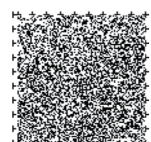
かながわ サポートステーション 🔍



音声コード



音声コード



このリーフレットの記載内容についてのお問い合わせは、神奈川県くらし安全交通課横浜駐在事務所
電話：045-312-1121(代表)内線 3431

犯罪の被害にあうと

殺人、傷害、性犯罪などの犯罪被害にあうと、様々な問題や困難が一度に起こり、どう対処したらよいか分からなくなります。

心身の不調

- 感情や感覚のマヒ
- 恐怖、怒り、不安、自分を責める気持ち
- 事件のフラッシュバック
- 不眠、食欲不振、頭痛、めまい、神経過敏 など

日常生活上の困難

- 外出できず、家に引きこもりがちになる
- 家事や仕事が手につかなくなる
- 自宅や近所で被害にあった場合、転居を余儀なくされる
- 家庭内のいさかい など

経済的な困難

- 医療費や弁護士費用等の多額の出費
- 休職や失業により収入が途絶える など

二次被害による傷つき

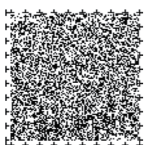
- 周囲の人からの興味本位な質問
- 心情に寄り添わない安易な励ましやなぐさめ
- 配慮に欠けるマスコミの取材、報道 など

捜査、裁判に伴う様々な負担

- 初めてのことばかりで心細い
- 同じことを何度も説明しなくてはいけない
- 法律の専門用語が分からない など

これらは被害にあわれた多くの人が経験するもので、心身の不調等は誰にでも起こりうる当然の反応です。このような反応や変化は一人ひとり異なり、被害直後に現れることもあれば、しばらく経ってから現れることもあります。

音声コード



かながわ犯罪被害者サポートステーションの仕組み

かながわ犯罪被害者サポートステーションは神奈川県犯罪被害者等支援条例に基づき開設された施設です。犯罪等の被害にあわれた方やそのご家族からの様々なご相談に応じ、必要とする情報や支援を総合的に提供するため、「県」「県警察」「神奈川県被害者支援センター」が一体となって、運営しています。

かながわ犯罪被害者サポートステーションの支援

かながわ犯罪被害者サポートステーションでは、被害者やそのご家族からのご相談を受け、相談者のニーズに応じて、必要な助言や情報提供、他の支援関係機関の紹介や支援関係機関との連絡調整を行うほか、次のような各種支援を提供しています。原則として、殺人、傷害、性犯罪等の被害を受けられた方やそのご家族を支援の対象としています。

法律相談

犯罪被害者等支援に精通した県弁護士会所属の弁護士による法律相談を受けられます。

カウンセリング

犯罪により受けた精神的被害の回復のため、臨床心理士等によるカウンセリングを受けられます。

検察庁や裁判所等への付添い

ご希望に応じて、検察庁や刑事裁判等へ、神奈川県被害者支援センターの支援員が付き添います。

住宅の確保への支援

犯罪被害により転居を余儀なくされた方へ、県営住宅の一時使用の提供(原則として3か月、使用料が必要)や、民間賃貸住宅物件の情報を提供(犯罪被害者等の仲介手数料は無料)します。

緊急避難場所の提供

被害直後の緊急避難場所として、宿泊場所(ホテル等)を提供します。

支援を受けるには、いずれも条件がありますので、まず、かながわ犯罪被害者サポートステーションにご相談ください。

犯罪被害者等を支える地域社会に向けて

様々な問題に直面している犯罪被害者やそのご家族には、周囲の皆様からの理解が大変重要です。できることから取り組んでみませんか？

犯罪被害者等理解促進出前講座

- ▶ 犯罪被害者等への理解を深めていただくため、学校の授業や、地域団体、事業所などの会合や研修などの場に、犯罪被害者の方や支援関係者、県職員等が伺ってお話します。
- ▶ 講演費用は無料です。

神奈川県犯罪被害者理解



犯罪被害者等支援ボランティアとして活動する

- ▶ 講演会やキャンペーン等催しのお手伝いなど(16歳以上の方)
- ▶ 電話相談の対応や、検察庁・裁判所への付添いなどの支援(犯罪被害者支援ボランティア養成講座の受講等が必要です。)

神奈川県犯罪被害者ボランティア



神奈川県犯罪被害者等見舞金

殺人など故意の犯罪行為により、不慮の死を遂げた被害者のご遺族及び重傷病を負われた犯罪被害者、並びに自宅等での犯罪被害により転居を余儀なくされた犯罪被害者等の方に対して、経済的負担の軽減を図るための見舞金を給付します。(令和6年4月1日以降の被害が対象です。また、給付要件や審査があります。)

種類	対象者	給付額
遺族見舞金	犯罪行為により死亡した方の県内在住のご遺族	70万円
重傷病見舞金	犯罪行為による負傷又は疾病の療養の期間が1か月以上かつ通算3日以上入院を要する(疾病が精神疾患である場合にあっては、療養の期間が1か月以上かつ通算3日以上労務に服することができない)と医師に診断された県内在住の犯罪被害者	40万円
転居見舞金	自宅等での犯罪行為による被害により、転居を余儀なくされた県内在住の犯罪被害者等	20万円

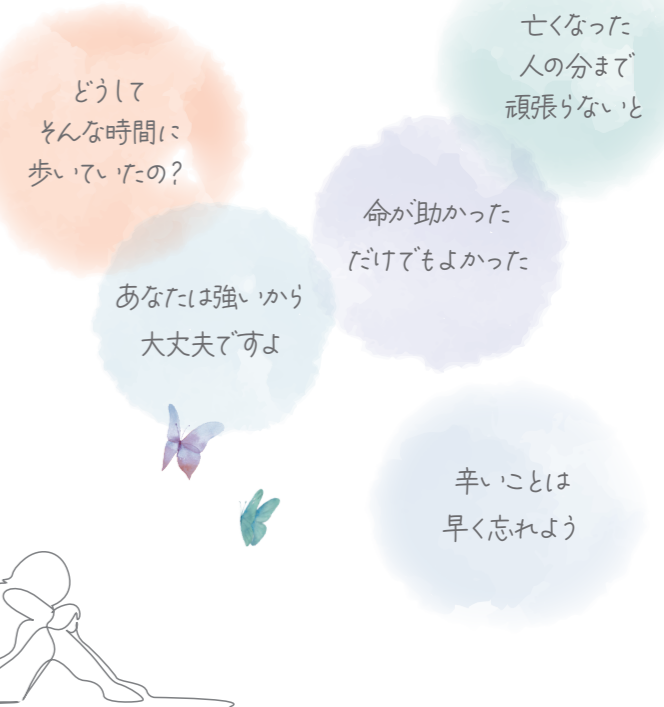
犯罪被害者等見舞金に関する問合せ

神奈川県くらし安全交通課横浜駐在事務所
電話 045-312-1121(代表) 内線 3431

家族や友人などが被害にあったら

知ってください 「二次被害」について

犯罪等による直接的な被害を受けた後に、配慮に欠ける対応や言動、さらには、プライバシーの侵害や名誉棄損などによって、精神的な苦痛や心身の不調等の二次被害を受けることも少なくありません。「被害を受けたのが自分だったら」と置き換えて考えながら、そっと寄り添ってください。周囲の人の支えは、被害者等にとって大きな力となります。



二次被害を防ぐために

- 被害者等の話を丁寧に聴き、気持ちをそのまま受け止める。
- 安易な約束や励まし、なぐさめはしない。
- 自分の価値観や倫理観を押し付けない。
- 被害の状況をほかの人と比べたり、自責感を助長させない。
- 無責任なうわさ話やインターネットの書き込みをしない。

音声コード

